

第5回紛争解決手続代理業務試験（平成21年12月12日実施）の 出題の趣旨、厚生労働大臣の合格基準等

全国社会保険労務士会連合会試験センター

厚生労働省では、平成22年3月30日、第5回紛争解決手続代理業務試験（平成21年12月12日実施）の結果について、社会保険労務士法第13条の3第1項に基づき、厚生労働大臣の判定を行い、合格者を公告しましたが、同試験の試験問題の出題の趣旨、厚生労働大臣の合格基準等は以下のとおりです。

第1 試験の出題の趣旨及び配点

1 第1問について

(1) 小問(1)

〔出題の趣旨〕 Xの主張に基づいてXの代理人である特定社会保険労務士として都道府県労働局長にあっせんを申請する場合の「求めるあっせんの内容」について、当事者間の権利関係を踏まえて請求すべき内容の記載を求めるものである。解答にあたっては、権利関係を踏まえての記載であるから訴状の「請求の趣旨」のように権利関係に立った記載が必要であり、本件の設例においては請求すべき内容と権利関係の基本的理解及び請求すべき賃金額等を問うもの。

〔配点〕 10点

(2) 小問(2)

〔出題の趣旨〕 Xの代理人である特定社会保険労務士として、Y社の行った雇用終了措置が権利濫用で無効であると主張する場合の本設例において請求原因となる具体的事実の主張（次期更新について保護される合理的期待がある）の要旨（5項目）を箇条書きをもって記載を求めるもの。

〔配点〕 15点

(3) 小問(3)

〔出題の趣旨〕 Y社の代理人である特定社会保険労務士としての立場に立って、Y社の言い分の中からY社の行った本件雇用終了措置が適法であると主張する場合の具体的要件となる主張事実（本件の雇用の終了を

正当づける事実)の要旨(5項目)を箇条書きで簡潔に把握して記載を求めるもの。

〔配点〕15点

(4)小問(4)

〔出題の趣旨〕 Y社の代理人である特定社会保険労務士として、Xの主張する本件は、正社員と違い嘱託社員の場合であり、また兼業禁止の就業規則は知らされておらず、仮に禁止規定の適用があっても上司から許されていたものであるとの主張に対して、Y社として反論すべき具体的事実及び法的主張の要旨を問うもの。

〔配点〕15点

(5)小問(5)

〔出題の趣旨〕 本設例においてXの代理人である特定社会保険労務士として、個別労働関係紛争解決手続の「あっせん」において、本件紛争の争点を踏まえて、解決を図るとした場合の、考察した「見通し」についての見解と、それに基づいてどのような解決方向が相当かという解決策を問うもの。

〔配点〕15点

2 第2問について

(1)小問(1)

〔出題の趣旨〕 特定社会保険労務士としてかねてから継続的な労務相談を受けていたA社からB社との派遣契約を期限前に解除するにあたって「派遣先が講ずべき措置に関する指針」等について相談を受け、解除にあたっての留意事項等について指導した後に、B社から、A社との派遣契約が解除されたことを理由に同社の派遣社員Cを解雇するので、その際の解雇の手続き及び社会保険の取扱い等について相談したい旨の依頼を受けたという事案において、B社の依頼を受けることができるか否かという倫理を問うもの。

〔配点〕15点

(2)小問(2)

〔出題の趣旨〕 特定社会保険労務士として、(1)の前段のような関係でA社に対

しB社との派遣契約の解除に関し留意事項を指導した後に、B社の派遣社員のCから、B社から派遣先のA社との派遣契約の解除を理由として解雇されたことについて、これを争い、Cの代理人となって都道府県労働局長に紛争解決手続としてのあっせん申請の依頼を受けた場合、Cの依頼を受けることができるか否かの倫理を問うもの。

〔配点〕15点

第2 厚生労働大臣の合格基準等

1 合格基準

100点満点中、55点以上、かつ、第2問は10点以上とする。

2 配点

第1問は70点満点

第2問は30点満点